

法務省民総第617号

令和7年7月28日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

(公 印 省 略)

「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）

平成12年3月13日付け法務省民一第634号当職通達「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて」の一部を下記のとおり改正しましたので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 任意後見契約の公正証書の作成及び登記の嘱託 [1・2 (略)]</p> <p>3 任意後見契約の公正証書の作成 [(1) (略)]</p> <p>(2) 任意後見契約の公正証書の様式</p> <p>ア 任意後見契約の公正証書を作成する場合には、公証人法第 35 条及び第 36 条の規定により記載すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあっては、国籍）を記載しなければならない（様式令第 1 項）。<u>本人及び任意後見受任者の住民票上の住所地が現住所と異なる場合は、両者を併記するものとする。</u></p> <p>本人の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）については戸籍謄抄本（外国人にあっては、<u>在留カード、特別永住者証明書、旅券等</u>）及び住民票の写し（外国人にあっては、<u>在留カード、特別永住者証明書等</u>）を、任意後見受任者の氏名及び住所（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）については住民票の写し（法人にあっては、<u>登記事項証明書</u>）を、それぞれ提出させて確認するものとする。</p> <p><u>ただし、弁護士、司法書士等の専門資格者がその職務として任意後見受任者となる場合は、任意後見受任者の氏名又は住所については、これを証する当該専門資格者の所属する団体が発行する証明書その他の書</u></p>	<p>第 2 任意後見契約の公正証書の作成及び登記の嘱託 [1・2 (同左)]</p> <p>3 任意後見契約の公正証書の作成 [(1) (同左)]</p> <p>(2) 任意後見契約の公正証書の様式</p> <p>ア 任意後見契約の公正証書を作成する場合には、公証人法第 35 条及び第 36 条の規定により記載すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあっては、国籍）を記載しなければならない（様式令第 1 項）。<u>この際、本人及び任意後見受任者の住所は、住民票上の住所地（外国人の場合は外国人登録上の居住地）を記載する。</u>住民票上の住所地が現住所と異なる場合は、両者を併記するものとする。</p> <p>本人の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）については戸籍謄抄本（外国人にあっては、<u>外国人登録証明書、旅券等</u>）及び住民票の写し（外国人にあっては、<u>外国人登録証明書</u>）を、任意後見受任者の氏名及び住所（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）については住民票の写し（法人にあっては、<u>登記簿謄抄本</u>）を、それぞれ提出させて確認するものとする。</p>

面を提出させて確認することができる。

イ 任意後見契約の公正証書は、様式令附録第1号様式又は附録第2号様式（以下これらを併せて「代理権目録」という。）による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載して作成しなければならない。

[ウ～ク (略)]

[(3)～(6) (略)]

4 登記の嘱託

公証人法第57条ノ3第1項の規定による登記の嘱託の手続は、次のとおりとする。

[(1)・(2) (略)]

(3) 嘱託書の記載事項等

登記の嘱託書には、次に掲げる事項を記載し、嘱託者である公証人が記名しなければならない（後見登記等に関する政令第5条第2項）。

[ア・イ (略)]

ウ 登記すべき事項

[① (略)]

② 本人の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）（後見登記法第5条第2号）

氏名には、片仮名で振り仮名を付すものとする（③において同じ。）。

イ 任意後見契約の公正証書は、様式令附録第1号様式又は附録第2号様式（以下これらを併せて「代理権目録」という。）による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載して作成しなければならない。作成に用いる用紙は、公証人法施行規則第8条第1項の規定にかかわらず、日本産業規格B列4番の丈夫な紙とする（同令第2項、第3項）。

[ウ～ク (同左)]

[(3)～(6) (同左)]

4 登記の嘱託

公証人法第57条ノ3第1項の規定による登記の嘱託の手続は、次のとおりとする。

[(1)・(2) (同左)]

(3) 嘱託書の記載事項等

登記の嘱託書には、次に掲げる事項を記載し、嘱託者である公証人が記名しなければならない（後見登記等に関する政令第5条第2項）。

[ア・イ (同左)]

ウ 登記すべき事項

[① (同左)]

② 本人の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）（後見登記法第5条第2号）

氏名には、片仮名で振り仮名を付し、住所には、住民票上の住所（外国人にあっては、外国人登録上の居住地）を記載するものとする（③において同じ。）。

[③～⑤ (略)]

[エ～カ (略)]

[(4) (略)]

(5) 登記手数料の納付

任意後見契約の締結の登記の登記手数料は、
1件につき2,600円とされた(登記手数料令第16条第1項)。

登記手数料の納付は、収入印紙を登記の嘱託書に貼付してしなければならない(後見登記法第11条第2項、後見登記等に関する省令第33条第1項)。

[(6)・(7) (略)]

[③～⑤ (同左)]

[エ～カ (同左)]

[(4) (同左)]

(5) 登記手数料の納付

任意後見契約の締結の登記の登記手数料は、
1件につき2,600円とされた(登記手数料令第17条第1項)。

登記手数料の納付は、収入印紙を登記の嘱託書に貼付してしなければならない(後見登記法第11条第2項、後見登記等に関する省令第33条第1項)。

[(6)・(7) (同左)]

備考 表中の [] は注記である。

別紙を次のように改める。

別紙

登記嘱託書

登記の事由		
任意後見契約の本人	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
	住所	
	本籍(国籍)	
①任意後見受任者	フリガナ	
	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
②任意後見受任者 (代理権共同行使の定めのある場合)	フリガナ	
	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
代理権の範囲	別紙「代理権目録」記載のとおり	
代理権共同行使の定め	無 有 別紙「代理権の共同行使の特約目録」記載のとおり	
公正証書の内容	公証人の氏名	
	所属法務局	法務局
	証書番号	令和 年 第 号
	作成年月日	令和 年 月 日
添付書類		
登記手数料の額	円	

上記のとおり嘱託します。

令和 年 月 日

法務局 御中

嘱託人 所在地

公証人

印

(電話)

※代理権共同行使の定め欄は、無・有のいずれかを○で囲む。

※任意後見受任者が3人以上いる場合は、適宜「任意後見受任者」の欄を補充する。

収入印紙貼付欄